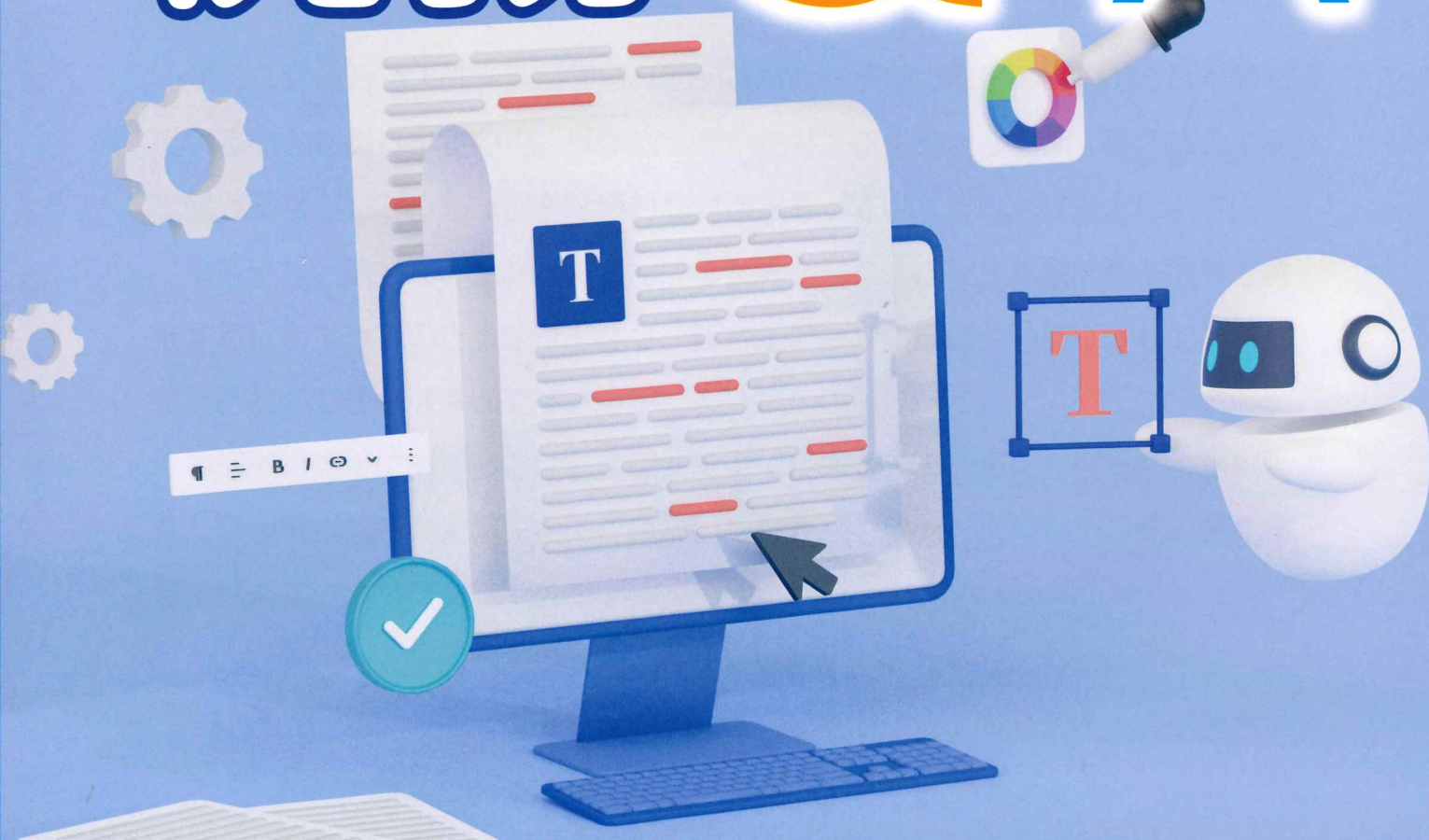


令和7年度版

会社取引

をめぐる

税務Q&A



公益財団法人 全国法人会総連合

CONTENTS

目次

第1章 決算と申告の関係

- Q1 会社には、どのような税金がかかる？ 3
- Q2 法人税（地方法人税）はどのように計算する？ 4
- Q3 法人住民税・法人事業税はどのように計算する？ 6
- Q4 法人税及び住民税等の確定申告期限と修正申告 8
- Q5 欠損金が生じた場合の対応は？ 10

第2章 収益の計上と原価の計算

- Q6 商品や製品の売上計上時期 12
- Q7 商品や製品の原価はどのように計算する？ 14
- Q8 有価証券を譲渡したとき、配当を受け取ったとき 16

第3章 資産にかかる税務

- Q9 減価償却にはどのような方法がある？ 18
- Q10 減価償却の特例と固定資産修理時の処理 20
- Q11 中小企業経営強化税制とは？ 22
- Q12 100%グループ内の法人間の資産の譲渡損益 23

第4章 会社経費と税務

- Q13 交際費課税とは？ 24
- Q14 税務上損金として認められる役員給与とは？ 26
- Q15 賃上げを行った場合の優遇措置とは？ 28
- Q16 債権が回収不能になったとき（貸倒損失） 29
- Q17 将来の貸倒れに備えたい（貸倒引当金） 30

◆ 本冊子の内容は、令和7年7月1日現在の法令、通達等によっています。

Q1

会社には、
どのような税金がかかる？

会社を経営していくうえで、いろいろな税金がかかってくると聞きましたが、具体的にはどのような税金が課されるのでしょうか？

ポイント

会社には、所得に対して税金（法人税、地方法人税、法人住民税、法人事業税）が課されるだけでなく、固定資産の取得や所有に対しても税金（不動産取得税や固定資産税等）が課されます。
その他にも、日常の取引の中で税金（消費税や印紙税等）が課されます。

A

会社が事業活動をしていくうえで関係してくる税金には、さまざまなものがあります。そのうち主なものは以下のとおりです。

分 類	どんなときにどんな税金がかかるか
基本的に所得を基準に課される税金	所得がある場合→法人税・地方法人税*、法人住民税（都道府県民税、市町村民税）、法人事業税〔4～7ページ参照〕
事業所を基準に課される税金	指定都市等で、一定規模以上の事業を行っている場合→事業所税
消費や流通等に対して課される税金	商品を購入・販売した場合→消費税・地方消費税
	商品等を輸入した場合→関税
	契約書等を作成した場合→印紙税
	登記や登録等を行った場合→登録免許税
資産の取得や所有に対して課される税金	不動産を取得した場合→不動産取得税
	不動産を所有している場合→固定資産税・都市計画税
	減価償却資産を所有している場合→償却資産税（固定資産税）
	自動車を取得した場合→（軽）自動車税環境性能割 自動車所有している場合→（軽）自動車税種別割

* 令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税（27ページ参照）が新たに課税されます。

Column

申告書等の控えへの収受日付印の押なつの廃止

国税庁では、国税に関する手続き等の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えについて収受日付印の押なつが廃止されました。

なお、当分の間の対応として、窓口で交付する「リーフレット」に申告書等を収受した「日付」や「税務署名」が記載されたものが希望者に渡されています。

また、e-Tax を利用して申告書等を提出している場合には、利用者識別番号及びパスワードでログインすれば、メッセージボックスに格納された受信通知により申告書等の提出日が確認できますので、確認が必要な場合は e-Tax の利用を検討しましょう。

Q2

法人税（地方法人税）は どのように計算する？

法人税（地方法人税）の計算のしくみを教えてください。
赤字の場合には税金はかからないのでしょうか。

ポイント

法人税（地方法人税）の計算は、決算書（損益計算書）の当期純利益（又は損失）を基礎に法人税のルールに従って「加算」又は「減算」の税務調整を行って課税所得を計算します。したがって、決算書が赤字の場合でも、法人税（地方法人税）がかかる場合もあります。

A

1 法人税（地方法人税）の計算のしくみ

$$\begin{aligned}
 \text{課税所得} &= \text{当期純利益（損失）} + \text{加算} - \text{減算} \\
 &\quad \uparrow \text{決算書} \quad \quad \quad \text{②法人税固有の調整} \\
 \text{法人税の年税額} &= \text{課税所得} \times \text{③税率} + \text{④留保金課税・使途秘匿金課税} - \text{⑤税額控除} \\
 \text{法人税の確定申告納税額} &= \text{法人税の年税額} - \text{⑥法人税の中間納税額} \\
 \text{地方法人税の確定申告納税額} &= \text{基準法人税額*} \times 10.3\% - \text{地方法人税の中間納税額}
 \end{aligned}$$

* 所得税額控除及び外国税額控除等の規定を適用しないで計算した法人税額

2 法人税固有の調整

次のような項目について、当期純利益（損失）に加算・減算を行います。

加算…決算では収益に計上していないが税務上益金になる

決算では費用に計上したが税務上損金にならない（交際費の損金不算入等）

減算…決算では収益に計上したが税務上益金にならない（受取配当等の益金不算入等）

決算では費用に計上していないが税務上損金になる

3 法人税の税率

中小法人等に適用される軽減税率の特例について、対象法人が見直された上で、令和9年3月31日までに開始する事業年度まで2年間延長されました。

法人税の税率（令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度に適用）

法人の規模等				本則税率	租特税率
資本金の額等が 1 億円以下の普 通法人 ^{*1}	所得 金額	年800万円以下の部分 ^{*2}	所得金額が年10億円以下 の事業年度	19%	15%
			所得金額が年10億円超の 事業年度		17%
			年800万円超の部分		
資本金の額等が 1 億円超の普通法人					

^{*1} 資本金の額等が5億円以上の法人等の100%子法人等を除きます。

^{*2} 適用除外事業者（その事業年度開始の日前3年以内に終了した事業年度の12か月あたりの所得平均が15億円を超える法人をいいます）に該当する法人及びグループ通算制度の適用を受ける通算法人は、本則税率となります。

4 留保金課税・使途秘匿金課税

以下のような特別な課税を受ける場合がありますので、注意が必要です。

(1) 特定同族会社の留保金課税

同族関係者1グループで50%超の株式を保有する等の「特定同族会社」が、一定の利益を内部に留保した場合には、通常の法人税のほかに、特別税率による「留保金課税」が課税されます。

（注）資本金の額等が1億円以下の法人については、特定同族会社の留保金課税制度の適用対象から除外されています（資本金の額等が5億円以上の法人等の100%子法人等を除きます）。

(2) 使途秘匿金課税

法人が支出した金銭のうち、相当の理由がなく、その支出の相手方の氏名、名称、住所、その事由を帳簿に記載せず、使途を秘匿した場合には、通常の法人税のほかに会社が赤字であっても支出額の40%の法人税が課税されます。

5 税額控除

所得税額・復興特別所得税額控除、外国税額控除、試験研究費の税額控除 等

6 中間納税額

既に中間納税している金額があれば、その金額を控除した金額が差引確定法人税額（確定申告時に納税すべき額）になります。